

平成30年4月 教育委員会定例会会議録

○日 時 平成30年3月29日（金） 13：30～14：41

○場 所 有明庁舎 1階相談室

○出席委員の氏名

教 育 長	森 本 和 孝
委 員	松 本 正 弘
委 員	本 多 直 行
委 員	立 花 博
委 員	森 み ず き

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長	伊 藤 太 一	教育総務課長	菅 幸 博
学 校 教 育 課 長	堀 口 達 也	社会教育課長	松 本 恒 一
ス ポ ー ツ 課 長	浅 田 寿 啓	書 記	酒 井 昭 利

○議事日程

- 開 会
- 第 1 会期決定
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 前会会議録の承認
- 第 4 教育長報告及び各課3月行事報告
- 第 5 議案上程

11号議案	島原市児童生徒就学援助規則	原案可決
12号議案	島原市児童生徒就学援助取扱要綱	原案可決
13号議案	島原市教育委員会の権限の事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則	原案可決
14号議案	島原市奨学生審議会委員の解職について	原案可決
15号議案	島原市奨学生審議会委員の委嘱について	原案可決
16号議案	ふるさとにもどってこね奨学生審議会委員の解職について	原案可決

17号議案	ふるさともどってこねね奨学生審議会委員の委嘱について	原案可決
18号議案	三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について	原案可決
19号議案	島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱	原案可決
20号議案	島原市立小中学校の学校医の解職について	原案可決
21号議案	島原市スポーツ推進委員の委嘱について	原案可決
22号議案	島原図書館審議会委員の委嘱について	原案可決
23号議案	島原市少年センター規則の一部を改正する規則	原案可決
24号議案	島原市少年センター少年補導委員の委嘱について	原案可決

第 6 次回定例教育委員会の日程について

第 7 その他

(1) 報告事項

- ① 4月行事予定について
- ② 3月市議会定例会一般質問報告
- ③ 平成30年度年度年間事業計画

(2) その他

- ① 教職員及び児童生徒の事故等の報告（非公開）

第 8 閉会

【会議録】

開会 (13:30)	
森本教育長	ただいまから4月の定例教育委員会を開催いたします。
第 1 会期決定	
森本教育長	<p>日程第1「会期の決定」を議題といたします。</p> <p>本定例会の会期は、本日1日とすることによろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
森本教育長	<p>ご異議がありませんので、本定例会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。</p>

第 2 議事録署名委員の指名について

森本教育長	日程第2「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。 会議規則第19条の規定により、会議録署名委員に本多委員と森委員を指名します、よろしくお願ひします。 (「はい」の声)
森本教育長	よろしくお願ひします。

第 3 前会会議録の承認

森本教育長	次に、日程第3「前会会議録の承認について」を議題といたします。 前会会議録の承認を行いたいと思います。2月5日及び2月23日に開催した定例会の会議録につきましては、既にお手元に送付させていただいておりますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」という声あり)
森本教育長	それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

第 4 教育長報告及び各課3月行事報告

森本教育長	次に、日程第4「教育長報告及び各課3月行事報告」を議題といたします。はじめに私の方から報告をさせていただきます。 3点報告させていただきます。1点目は、卒業証書授与式についてです。教育委員の皆様にもご出席いただきありがとうございました。14日に中学校、16日に小学校の第71回の卒業式がそれぞれ開催されております。それぞれの学校が卒業生も在校生も感謝の気持ちを持ち創意工夫された式が実施をされておりました。私は第三中学校に出席させていただきましたが、式終了後、卒業生が退職する校長に対して卒業証書を授与するという教師冥利に尽きる出来事もありました。校長にとっては最初で最後の卒業証書の授与であった訳で、感慨もひとしおであったろうと思われます。最近の卒業式で感じることは、来賓の皆様方の出席が非常に多いということです。それだけ地域に密着した学校経営が行わ
-------	---

森本教育長

れているということだろうと考えております。委員の皆様方でお気づきの点がありましたら今でも結構ですし、後でも学校教育課の方にお知らせいただければ幸いかと思いますのでよろしく申し上げます。

2点目が、市内の教職員並びに市職員の定期異動についてであります。市内の教職員につきましては、3月18日に校長内示を、19日に本人へ内示が行われております。特段のトラブルはなかったと聞いておりますが、ご承知の通り校長職の高齢化が進んでおりまして、本年度末で6名、次年度末で5名、このままで行きますとその翌年度に3名と、実に計14名の校長が定年退職を迎えるということで、この3年間で校長が総入れ替えになるということが想定されております。次に市職員の内示についてであります。今月23日に市職員の内示が行われました。お手元に配布した資料のとおりとなっております。

3点目が中学校の進路状況についてであります。お手元にお配りしている平成30年度公立高等学校入学者選抜実施状況という資料をご覧くださいと思います。1枚目が学校ごとに定員、受検者数、合格者数などを表したものです。翔南高校がありませんが、総じて定員に対して受験者数が非常に少ないという状況であり、国見高校は定員120名に対して受験者は50名と半分にも達しなかったと、その下の小浜高校や口加高校におきましても同様に少ない状況となっております。島原翔南につきましても定員に対して受検者がかなり少なかったと聞いております。本年度は特に生徒が少ない年代ではありましたが、このような傾向は今後も続くものと予想されます。2枚目の色刷りの資料をご覧ください。この資料は県内の各高校に対して本市内の生徒がどれ位受験したか、あるいは合格したかを表した資料であります。島原高校を見ますと定員が200とあります。その横の総受験者に100とありますがこれは本市内の中学3年生が受験した人数であります。国見高校は9名しか受験していない。島原翔南はゼロだったということです。その下に私学等、特別支援学校も入っていますが、掲載しております。進学先を見ますと国公立、主に公立になります。公立の割合が81.7%で私学等が17.77%となっております。委員の皆様もご承知の通り本県内では公立高校と私立高校の入学者の割合を7対3と、ずっと以前から決めて

森本教育長	<p>いるところであります。従ってこれに合わせて公立高校の定員を削っていくという傾向がずっと続いています。半島内におきましては、私学が1校しかなかったため、このバランスは良くありませんでした。最近では、中地区、諫早地区の私学が非常に頑張っておりまして、こちらに流れていくという状況が今後も続くのではないかと考えています。以上が本年度の進学状況であります。本年度は残念ながら市内の学校で落ちた者が1名、それと市外の高校を受験しましたが、残念ながら落ちております。島原工業のマイナス1名は転科でほかの学部にかわって合格したという事で、本年度は2名が合格できなかったという事になっております。</p> <p>以上が市内中学生の本年度の進学先の状況であります。</p> <p>私からの報告は以上であります。</p> <p>引き続き、各課の報告を教育総務課より順次お願いします</p>
菅 課 長	<p>教育総務課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（教育総務課）」の具体的内容を説明。</p>
堀 口 課 長	<p>学校教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の具体的内容を説明。</p>
松 本 課 長	<p>社会教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の具体的内容を説明。</p>
浅 田 課 長	<p>スポーツ課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の具体的内容を説明。</p>
森本教育長	<p>ただ今の報告について質疑はありませんか。</p>
立 花 委 員	<p>教育長の報告の中で卒業式の話がありました。私も小学校、中学校それぞれ1校ずつ参加させていただきました。有明中学校の卒業証書授与式でこれは私も経験がありませんでしたが、だいたいどこも卒業証書の授与が始まり、小学校・中学校ともに校長が最初の児童・生徒の名前を</p>

<p>立花委員</p> <p>森本教育長</p> <p>森本教育長</p>	<p>呼び上げますね。その後、二人目からはCDなどのBGMが流されますが、有明中学校はこのBGMがずっとピアノの生伴奏でした。これは私も初めての経験ですごいなと思いました。遠くて顔は良く見えなかったのですが、ピアノを弾かれていたのは、若い女性の方で多分音楽の先生かなと想いながら聴いていましたが、素晴らしい一時を過ごさせていただきました。それと、第一小学校では5分前に式が始まりました。私は自分が若い時に苦い経験があるのでよく覚えているのですが、体育館の時計だったので、時計が進んでいたのかどうかはよくわかりませんが。私が以前に苦い経験がありまして、それは、ある行事を1分早く始めたことがあり、その際、来賓の方にひどく怒られたことがありました。多分校長先生の判断としては、来賓の方々も全員揃われているから良いという判断だったと思いますが、正式な式の場合は出来れば当初決まった時間に始められた方が良いのかな、という気がしました。以上です。</p> <p>はい。ありがとうございます。第一小学校の場合は、卒業生の入場の前にプロローグといたしましょうか、ありますが、それが定刻より早く始まったと言う事ですか。そこら辺は、学校教育課よろしいですか。</p> <p>その他にありませんか。ただ今の報告について質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので、次に日程第5「議案上程」を議題といたします。</p>
<p>第 5 議案上程</p>	
<p>森本教育長</p>	<p>第 1 1 号議案 島原市児童生徒就学援助規則</p> <p>第 1 2 号議案 島原市児童生徒就学援助取扱要綱</p> <p>第 1 1 号議案及び第 1 2 号議案は関連がありますので、一括して説明をお願いします。</p>

<p>菅 課 長</p>	<p>議案集の1ページをお願いします。</p> <p>第11号議案から説明いたします。提案理由であります。現在学校教育法第19条の規定に基づき経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学援助制度により経済的支援を行っているところでありますが、県下13市中、8市が既に規則や要綱を制定し市民に制度内容等を周知した中で事務が行われているところであります。本市では現在、「事務取扱要領」という内部規定を設けて事務を執行しておりますが、取扱内容について今回新たに規則及び要綱を制定し、明確にしたうえで、事務執行をしようとするため本規則を提案するものであります。それでは、条文内容の主な部分について説明させていただきます。先ず第1条が目的です。</p> <p>学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒で経済的理由により就学困難と認められる児童生徒又は就学予定者の保護者に対して、就学に必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とするものであります。</p> <p>第2条では対象者を定めておりますが、「教育委員会は、島原市内の小・中学校に在学する児童生徒又は就学予定者の保護者で、島原市に住所を有し」ということで島原市民であることを対象要件としています。市民であることを前提に、次の各号のいずれかに該当する者に就学援助を行います。ということで、第1号で生活保護法第6条第2項に規定する要保護者を、第2号で要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認める者ということで規定し、詳しい基準内容については6頁の要綱で定めております。また、第2項で前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育的見地から特に必要と認める者に対して、就学援助を行うことができる。ということで、通常であれば市内の小中学校の在校生が対象となりますが、教育委員会が特に必要と認めた場合には、区域外通学の児童生徒も援助の対象になる旨を規定しています。</p> <p>第4条が就学援助の認定に関する規定ですが、教育委員会は、申請書が提出されたときは、第2条に規定する受給の資格の有無を審査して、就学援助を受ける者を認定する。この場合において、教育委員会は、必要に応じ校長、民生委員及び福祉事務所の長の意見を求めることができ</p>
--------------	---

<p>菅 課 長</p>	<p>るものと定めております。また、第2項で教育委員会は、認定の可否を決定したときは、速やかに校長を経て申請者に通知するものとしています。</p> <p>次に第5条ですが、就学援助の具体的費用について新入学用品費から医療費まで8項目について列挙しています。第3項で「第1項の規定にかかわらず、島原市外の小・中学校に就学する児童生徒の保護者に対する就学援助は」ということで、いわゆる区域外通学の児童生徒に対しての就学援助の費目は、新入学用品費、学用品費、通学用品費、校外活動費及び修学旅行費に限るということを謳っています。裏を返せば区域外通学の児童生徒については、給食費、通学費及び医療費は支給対象としないということであります。</p> <p>第7条が就学援助の対象期間について、第8条が申請内容に変更があった場合の校長の報告義務について、第9条が認定の取り消しとなる場合の規定であり、認定要件を欠いたとき、また、虚偽その他不正な手段により就学援助の認定を受けたとき、第3号ではこのほか教育委員会が就学援助の必要がなくなったとき、と言う事で規定しています。</p> <p>第10条で返還を要する場合を規定しております。</p> <p>附則で施行日を本年4月1日と規定しています。</p> <p>続いて第12号議案の要綱について説明させていただきます。</p> <p>議案集の6頁から14頁となります。</p> <p>対象者として、第2条で規則第2条第1項第2号に規定する要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認める者は、次の各号のいずれかに該当する者としていますが、先ず前年度又は当該年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた者、市民税の非課税者、児童扶養手当を受給者及び世帯の合計収入金額が別に定める基準額以下である者ということ。これにつきましては従来どおり事務取扱要領の中で別に規定しているところではありますが、大きく申し上げますと本市では、生活保護基準の1.3倍と定めているところがあります。第2項が規則第2条に謳った教育的見地から特に必要と認める者は、島原市外の小・中学校に通学する児童生徒の保護者、または、教育委員会が特に必要と認める者と定めています。</p> <p>第3条の対象経費として9頁、10頁に具体的支給項目及び対象経費</p>
--------------	---

菅 課 長	<p>について規定しています。第5条が支給認定日について、第6条が決定及び決定しなかった場合の様式について、第7条が校長の責務について、その他、第10条でこの要綱に定めるもののほか必要な事項は教育長が別に定めると言う事で、従来どおり事務要領を設けて事務を進めることとします。</p> <p>附則で施行日を本年4月1日と定めるものであります。</p> <p>入学準備金の入学前、年度開始前の支給につきましては、議会からも要望が出ておりましたが、本年4月から小学校、中学校へ新年度から入学する児童生徒につきましては、すでに3月中に支給をしているところであります。準備行為については、2項で施行日以前にできる旨を規定したものであります。</p> <p>以上で第11号議案及び第12号議案の説明を終わらせていただきますが、参考としてお手元に準要保護世帯に対する就学援助制度の内容、具体的事務の流れのチャート図、過去の就学援助認定者の推移などの資料を配布させていただいておりますのでご参照いただければと思います。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>以上で説明が終わりました。審議は1議案ずつ行いたいと思います。先ず、第11号議案について何か質疑はありませんか。</p>
本 多 委 員	<p>先ず、字句の使い方についてですが、この規則の中で児童生徒が在学する、就学する、通学する、在籍するなどの表現がされています。それぞれ意味が違うのでしょうか。</p>
菅 課 長	<p>字句の使い分けについては特段意味があるわけではなく、それぞれの文章の流れの中で活用しているところではありますが、後ほど再検討し、必要があれば再度ご相談させていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。</p>
本 多 委 員	<p>私も制度内容を十分理解しているわけでないので、必ず訂正した方が良いとは言えないが、よろしくお願ひしたいと思います。</p>

森本教育長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
森本教育長	<p>それでは、第11号議案につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
森本教育長	<p>第11号議案につきましては、原案どおり承認いたします。</p> <p>引き続き、第12号議案について質疑はありませんか。</p>
本多委員	<p>8頁の附則でこの要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度に小学校1年生に在籍する児童及び中学校1年生に在籍する生徒から適用する。という規定があるが、例えば、出来るかどうか分からないが平成30年度の予算にかかるものから適用するなどの表現にはできないのか。意味合いが違ってくるのか。意味が違えばそのままでいいと思いますが。</p>
菅 課 長	<p>平成30年度の入学者に対する入学準備金につきましては、29年度予算で措置して支給しているということですので、こうした表現にしているところであります。</p>
本多委員	<p>了解しました。</p>
立花委員	<p>通学費に対する実績はどの程度ありますか。</p>
菅 課 長	<p>本日配布した資料の3頁の一番下の欄をご覧いただきたいと思えます。そこに平成28年度決算額として1件、礪石原から通学している児童が1名三会小学校に在籍しており、年間で5万2,690円を支給しているところであります。</p>

森本教育長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
森本教育長	<p>それでは、第12号議案につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
森本教育長	<p>第12号議案につきましては、原案どおり承認いたします。</p> <p>第13号議案 島原市教育委員会の権限の事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則</p>
森本教育長	<p>次に、第13号議案を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。</p>
菅 課 長	<p>第13号議案についてご説明します。議案集の14頁から18頁をご覧ください。島原市教育委員会の権限の事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正するというので、第2条中第7号中「教育長」を「教育次長」に改めるものであります。改正の理由につきましては、大きく二つあります。16頁から18頁に現在の規則の条文を付けておりますが、この中の第2条、この条文は、教育委員会が教育長に対する委任事項の規定であります。この条文は、「委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。」と規定し、第1号から第16号に挙げた各事項については、委員会の権限となっております。その中の第7号に「教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと」がありますが、議案集15頁の新旧対照表の解説欄に記載した通り、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い教育長の選任が、従来の教育委員による合議から市長の任命へと改正されたことに伴い、教育長の任命</p>

菅 課 長	<p>は教育委員会の権限と規定した本条文から教育長の字句を削るものがあります。二つ目の改正理由についてであります。平成26年4月の機構改革で教育次長の教育総務グループ長の兼任が解かれ、次長専任とされました。本来であればその際に改正すべきところでありましたが、改正が行われていなかったため、今回、同号に教育次長を加えるものがあります。以上が提案の理由であります。</p> <p>よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりました。第13号議案について何か質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
森本教育長	<p>それでは、第13号議案につきましては、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
森本教育長	<p>第13号議案につきましては、原案の通り承認いたします。</p> <p>第14号議案 島原市奨学生審議会委員の解職について</p>
森本教育長	<p>次に、第14号議案を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。</p>
菅 課 長	<p>第14号議案の提案理由についてご説明いたします。島原市奨学生審議会委員会は、奨学生の資格決定や償還の猶予・免除等を審議するための教育委員会の附属機関であることを鑑み、その構成員から教育委員会の代表者である教育長の森本和孝氏の委嘱を解こうとするものであります。</p> <p>よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>

森本教育長	<p>説明が終わりました。第14号議案について質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
森本教育長	<p>それでは、第14号議案につきましては、原案の通り承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
森本教育長	<p>第14号議案につきましては、原案の通り承認いたします。</p> <p>第15号議案 島原市奨学生審議会委員の委嘱について</p>
森本教育長	<p>次に、第15号議案を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。</p>
菅 課 長	<p>第15号議案の提案理由についてご説明いたします。島原市奨学生審議会委員会は、24頁の条例第9条にありますとおり15人以内の委員で構成するものとされており、現在、市内の中学校及び高校の校長先生方と島原市民生委員児童委員連絡協議会連合会長の11人で構成されていますが、春の定期人事異動により、それぞれ議案に掲載した学校の校長先生が新たに校長として着任されていることから、今回同審議会委員会の委員として新たに委嘱しようとするものであります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりました。第15号議案について何か質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>

森本教育長	<p>それでは、第15号議案につきましては、原案の通り承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
森本教育長	<p>第15号議案につきましては、原案の通り承認いたします。</p> <p>第16号議案 ふるさとにもどってこんね奨学生審議会委員の解職について</p>
森本教育長	<p>次に、第16号議案を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。</p>
菅 課 長	<p>第16号議案の提案理由についてご説明いたします。</p> <p>提案理由といたしましては、先ほどご承認いただいた第14号議案の島原市奨学生審議会委員の解職についてと同趣旨ではありますが、ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会は、同奨学生の資格決定や償還の猶予・免除等を審議するための教育委員会の附属機関であることを鑑み、その構成員から教育委員会の代表者である教育長の森本和孝氏の委嘱を解こうとするものであります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりました。第16号議案について何か質疑はありませんか。</p>
本 多 委 員	<p>私の記憶も定かではありませんが、26頁に公共職業安定所の所長の氏名が掲載されていますが、所長さんは変わられたのでは。</p>
菅 課 長	<p>26頁の名簿は、教育長をふるさとにもどってこんね奨学生審議委員から解任しようとする第16号議案の参考資料であり、昨年7月19日時点の名簿であります。人事異動に伴う新たな委員の委嘱については、次の議案で提案したいと考えています。</p>

本多委員	失礼しました。了解です。
森本教育長	他に何か質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
森本教育長	それでは、第16号議案につきましては、原案の通り承認してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
森本教育長	第16号議案につきましては、原案の通り承認いたします。 第17号議案 ふるさとにもどってこんね奨学生審議会委員の委嘱について
森本教育長	次に、第17号議案を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。
菅課長	第17号議案の提案理由についてご説明いたします。 ふるさとにもどってこんね奨学生審議会委員の委嘱について、島原市奨学金貸付条例第17条の規定により、4月の人事異動に伴い新たに着任予定の28頁に記載した島原農業高校の校長、島原工業高校の校長及び島原公共職業安定所の所長以上3名を新たに委員として委嘱しようとするものであります。なお、30頁に島原市貸付条例のふるさとにもどってこんね奨学生審議会を規定した部分の抜粋を付けておりますので審議の参考にしていただければと考えています。 以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
森本教育長	説明が終わりました。第17号議案について何か質疑はありません

森本教育長	<p>か。</p> <p>（「なし」という声あり）</p> <p>それでは、第17号議案につきましては、原案の通り承認してよろしいでしょうか。</p>
森本教育長	<p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>第17号議案につきましては、原案の通り承認いたします。</p> <p>第18号議案 三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について</p>
森本教育長	<p>次に、第18号議案を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。</p>
菅 課 長	<p>第18号議案の提案理由についてご説明いたします。</p> <p>33頁に三会地区学校林管理規程の抜粋を付けさせてもらっていますが、第2条第2項に規定の通り学校林管理委員会の組織は教育次長、契約管財課長、農林水産課長及び三会小中学校で組織するとなっております。また、第3条でそれぞれの職を有しなくなったときは、委員の職を失うとされているところではありますが、今回春の定期人事異動により三会小学校長が32頁掲載の通り変更されることとなっておりますので、4月から当校の校長に着任予定の片山勝也氏を新たに委員として委嘱しようとするものであります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりました。第18号議案について何か質疑はありませんか。</p> <p>（「なし」という声あり）</p>

森本教育長	<p>それでは、第18号議案につきましては、原案の通り承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
森本教育長	<p>第18号議案につきましては、原案の通り承認いたします。</p> <p>第19号議案 島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱</p>
森本教育長	<p>次に、第19号議案を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。</p>
堀口課長	<p>第19号議案島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてご説明いたします。議案集の34頁をご覧ください。</p> <p>島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を次の通り改正すると言う事で、要綱別表中の島原市教育研究会補助金の「補助率又は額」の欄の180円×学級数を予算の範囲内で市長が認める額に、同じく視聴覚教育研究費補助金の「補助率又は額」の欄の30円×児童・生徒数を予算の範囲内にそれぞれ改めようとするものであります。</p> <p>また、36頁をご覧いただきたいと思いますが、本年度新たに小学校低学年の外国語研究会を立ち上げ研究を行うための費用として10万円の交付を予定しておりますので、別表中の九州中学校体育大会サッカー競技大会開催地補助金の次に小学校外国語活動研究会補助金を新たに制定しようとするものであります。</p> <p>37頁から39頁に新旧対照表を付けておりますが、島原市教育研究会補助金及び視聴覚教育研究費補助金の交付につきましては、現行欄に記載した基準により交付してきましたが、最近補助金につきましては、予算編成方針の中で毎年シーリングがかけられ本年度は20%カットと言う事で、実際にはこの算定基準×80%が交付されています。従って今回補助率又は額を予算の範囲内で市長が定める額に改めようとするも</p>

森本教育長	<p>のであります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p> <p>説明が終わりました。第19号議案について何か質疑はありませんか。</p>
本多委員	<p>新学習指導要領の実施に伴い小学校の先生も外国語を教えなくてはならないと言う事で非常に先生方にもプレッシャーがかかることになると思われる。先ほど説明があった10万円の補助金でどれ位できるか分からない部分もありますが、小学校外国語活動研究会補助金と言いながらも中学校の先生やALTあたりとの連携も図っていく予定があるのか。</p>
堀口課長	<p>次年度委員さん方の先進視察の選択肢の一つに五島市の外国語研究あたりが入っているが、出来ればそういう際にこの補助金を活用して学校教育課の職員も参加して勉強させてもらえないかと考えている。中学校のALTの活用につきましては、学力向上という観点で考えている。</p> <p>五島市が先進地としてすでに取り組んでいるので、10万円程度ではありますが、そういう機会をとらえて活用させていただきたいと考えている。</p>
本多委員	<p>島原市の外国語教育の発展にも資すると思うので積極的に活用していただきたいと思う。</p>
立花委員	<p>感想と確認ですが、予算が180円×学級数から予算の範囲内となったので、予算を立てる際に大変だろうなという気がする。小学校外国語活動研究会というのは市教委が新たに立ち上げる組織なのか。それとも教育研究会の中に新たに外国語研究部とか何とかができるのか、どちらなのか。</p>
堀口課長	<p>教育研究会は関係ありません。豊後高田と同じような考え方で教育委員会内に研究するための新たな組織を立ち上げて、そこで研究していくという形であります。</p>

立花委員	了解しました。
森本教育長	他に何か質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
森本教育長	それでは、第19号議案につきましては、原案の通り承認してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
森本教育長	第19号議案につきましては、原案の通り承認いたします。 第20号議案 島原市立小中学校の学校医の解職について
森本教育長	次に、第20号議案を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。
堀口課長	第20号議案の提案理由についてご説明いたします。 40頁をご覧ください。第一小学校の学校医である松下太兵衛先生から辞職願が出されたため、同氏の委嘱を解こうとするものであります。47年間学校医として勤務していただいております。後任につきましては、医師会の方に推薦をお願いしておりますので、推薦が出た時点でまた本委員会に提案したいと考えております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
森本教育長	説明が終わりました。第20号議案について何か質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)

森本教育長	<p>それでは、第20号議案につきましては、原案の通り承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
森本教育長	<p>第20号議案につきましては、原案の通り承認いたします。</p> <p>第21号議案 島原市スポーツ推進委員の委嘱について</p>
森本教育長	<p>次に、第21号議案を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。</p>
浅田課長	<p>第21号議案の提案理由についてご説明いたします。</p> <p>42頁をご覧ください。島原市スポーツ推進委員の委嘱について、別紙の者を委嘱しようとするものであります。提案理由といたしましては、スポーツ基本法第32条並びに島原市スポーツ推進委員に関する規則第3条及び第4条の規定により委嘱しようとするものです。43頁に委員41名全員の名簿を付けておりますがご覧のとおりでございます。任期につきましては、本年4月1日から平成32年の3月31日までの2年間となっております。なお、参考として44頁にスポーツ基本法及び島原市スポーツ推進委員に関する規則の抜粋を付けております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
森本教育	<p>説明が終わりました。第21号議案について何か質疑はありませんか。</p>
本多委員	<p>43頁の名簿を見ると有明地区を除く6地区がそれぞれ5名ずつで、有明地区だけは11名となっているが、有明地区はスポーツが盛んであり、指導者の方々も多数いらっしゃるという事は承知しているが、各地区5名ずつで有明地区だけ11名となっているが理由は何かあるのか。</p>

浅田課長	<p>合併当時の旧有明町は11名ということでその当時の委員の人数をそのまま現在も踏襲していると言うのが実情であります。</p>
森本教育長	<p>私もこの会議に出て初めて知ったが、有明地区は町民体育大会を8地区対抗でやっている、いわゆる名対抗の8地区でやっているが、その各地区から1名ずつとプラスして女性を3名選びましょうと言う事で11名となっているようで、従来からこの人数でやってきたと言う事でその人数をずっと引き継いでやっているようであります。</p>
本多委員	<p>了解しました。</p>
森本教育長	<p>ほかに何かありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
森本教育長	<p>それでは、第21号議案につきましては、原案の通り承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
森本教育長	<p>第21号議案につきましては、原案の通り承認いたします。</p> <p>第22号議案 島原図書館協議会委員の委嘱について</p>
森本教育長	<p>次に、第22号議案を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。</p>
松本課長	<p>第22号議案の提案理由についてご説明いたします。</p> <p>議案集45頁をお願いいたします。島原図書館協議会委員の委嘱について、別紙46頁の者を委嘱しようとするものであります。提案理由としましては、現在の委員の任期が本年3月末で満了することから、</p>

松本課長	<p>島原図書館設置条例第5条の規定により46頁名簿に記載した8名を同委員として委嘱しようとするものであります。8名の委員中、7名が継続、1名が新規となります。上から二人目梅原睦子さん、有明図書館こんねの読み聞かせボランティアをしていただいている方です。その他、学校教育の関係者の欄が空欄となっておりますが、ここにつきましては後ほど校長会から選出いただいた後、本委員会に提案したいと考えております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりました。第22号議案について何か質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
森本教育長	<p>それでは、第22号議案につきましては、原案の通り承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
森本教育長	<p>第22号議案につきましては、原案の通り承認いたします。</p> <p>第23号議案 島原市少年センター規則の一部を改正する規則</p>
森本教育長	<p>次に、第23号議案を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。</p>
松本課長	<p>第23号議案の提案理由についてご説明いたします。</p> <p>島原市少年センター規則の一部を改正する規則について説明いたします。議案集48頁をお願いいたします。提案理由についてであります。少年センターの職員体制の変更に伴い所要の整備を図るためこの規則を改正しようとするものであります。49頁の新旧対照表により説明させていただきます。一番右の解説欄をご覧ください。第4条第4項及</p>

松本課長	<p>び第5項の改正につきましては、専任の指導監1人体制とし、相談員は社会教育指導員と兼務させることに伴い職務内容に関する規定を整備するものです。第5条につきましては勤務時間の規定を設けていたましたが、本市の非常勤職員につきましては、勤務時間を規定している規定もありませんし、他市の例を見てもそうした規定はなく、採用通知の中で明記していることから当該規定を削除するものです。第6条の改正につきましては、報酬支給の根拠となる条例名を追加するとともに、第2項の市職員については、営利企業従事制限の申請に基づき既に許可しているため同規定を削除したうえで、条を繰り上げるものであります。第8条の改正は条の繰り上げでございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。附則で平成30年4月1日から施行しようとするものであります。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりました。第23号議案について何か質疑はありませんか。</p>
本多委員	<p>職員の体制については理解しているが、少年センターの運営委員会でも了承されているのか。</p>
松本課長	<p>既に少年センターの運営委員会です承を頂いております。</p>
森本教育長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
森本教育長	<p>それでは、第23号議案につきましては、原案の通り承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
森本教育長	<p>第23号議案につきましては、原案の通り承認いたします。</p>

第6 次回定例教育委員会の日程について

森本教育長	次に、日程第6「次回定例教育委員会の日程について」を議題といたします。事務局から提案をお願いします。
	【提案・検討】
森本教育長	次回5月の定例教育委員会を5月1日（火）13時30分から、有明庁舎 1階相談室において行います。 しばらく休憩します。
	—休憩—
森本教育長	休憩前に引き続き会議を再開します。

第7 その他

森本教育長	4月行事予定について、各課から報告をお願いします。
菅 課 長	教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
堀 口 課 長	学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
松 本 課 長	社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
浅 田 課 長	スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
森本教育長	ただいまの報告につきまして何か質疑はありませんか。 （「なし」の声あり）
森本教育長	次に、「その他」の②「3月市議会定例会一般質問」について報告をお願いします。

伊藤次長	教育委員会一般質問答弁について別紙、答弁要旨により説明するとともに、公共施設等総合管理計画の個別施設計画を議会に説明した件について報告
森本教育長	ただいまの報告につきまして何か質疑はありませんか。
森委員	フッ素塗布について、保育園で既に行っているので小学校に進学後もスムーズに行われていると聞いている。フッ素塗布がある日は親御さんが仕上げ磨きをすることでより一層効果があるものと感じている。虫歯軽減という観点から非常に効果が大きいと思うので大変だと思うがぜひ今後も継続して続けてもらいたい。
堀口課長	現在、中学校は県の補助もないので行っていないが、小学校は市内全校で午前中に実施している状況であります。フッ素塗布をすれば虫歯がなくなるのではなく、あくまで歯磨きが前提であることを常に説明をしているところであります。
森本教育長	他に何か質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)
森本教育長	それでは、次に(1)報告事項「③平成30年度年間事業計画」についてお願いします。
堀口課長	平成30年度の行事予定について、別紙、「平成30年度年間事業計画」にて説明
森本教育長	ただいまの報告につきまして何か質疑はありませんか。 (「なし」の声)
森本教育長	次に、「その他」の2.「その他」のことで何かありませんか。

堀口課長	<p>学校教育課から何点か報告させていただきたいと思いますが、非公開でお願いします。</p>
森本教育長	<p>ただいま、学校教育課から「非公開」での取扱いの申し入れがっておりますので、島原市教育委員会会議規則第16条に基づき今後の報告事項を「非公開」で審議したいと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>異議がないようですので、「非公開」といたします。それでは学校教育課から報告をお願いします。</p>
堀口課長	<p>教職員及び児童生徒の事故等についての報告（非公開）</p>
森本教育長	<p>非公開での審議を閉じて委員会を再開します。</p> <p>他に、何かありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>ないようでしたら、これで本日の4月定例教育委員会を閉会します。</p>